

市町村

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

相談支援

- 計画相談支援
- 地域相談支援

自立支援給付

障害者・児

訓練等給付

- 自立訓練
 - 就労移行支援
 - 就労継続支援
 - 就労定着支援
 - 自立生活援助
 - 共同生活援助（グループホーム）
- ※従来のケアホームは、グループホームに一元化されました。

自立支援医療

- 更生医療 育成医療
 - 精神通院医療*
- ※実施主体は都道府県等

補装具

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発
- 自発的活動支援
- 相談支援
- 成年後見制度利用支援
- 成年後見制度法人後見支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具の給付又は貸与
- 手話奉仕員養成研修
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- その他の日常生活又は社会生活支援

支援

地域生活支援事業

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な支援
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣
- 意思疎通支援を行う者の派遣にかかる連絡調整 等

都道府県

都道府県・市町村における障害児を対象としたサービス

都道府県

障害児入所支援

福祉型障害児入所施設

施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。

医療型障害児入所施設

施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

市町村

障害児通所支援

児童発達支援

児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。

様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。

①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター

通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。

②児童発達支援事業

通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。

医療型児童発達支援

放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所等(※)を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。2018(平成30)年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。

(※)保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等